

香美市高知工科大学地域活動奨励事業費補助金交付要綱

平成22年3月24日

告示第36号

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市補助金の交付に関する規則(平成18年香美市規則第48号)第18条の規定に基づき香美市高知工科大学地域活動奨励事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市長は、高知工科大学と連携し地域振興を図るため、高知工科大学(以下「補助事業者」という。)が取り組む地域に貢献する事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
産業・教育・文化その他地域に貢献する事業に要する経費	10/10以内

(補助金の申請)

第4条 補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請に係る事業が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める場合は、条件を付して補助金交付の決定を行うことができる。

(事業内容の変更)

第6条 補助事業者は、第4条に規定する申請の内容のうち次の各号に掲げる変更をしようとする場合は、変更承認申請書(様式第3号)を速やかに市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の増減
- (2) 事業内容の変更

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知する。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度末までのいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助の対象となる当該年度の事業が完了していることを確認後、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知する。

(補助金の概算払)

第9条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書(様式7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 補助事業者は、補助金の額の確定後、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書兼精算書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の整備)

第11条 補助事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、当該補助対象事業が完了した年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定に付された条件を遵守しなかったとき。
- (3) この告示に基づいて提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。